

令和3年度

事業概要

危機管理室

目 次

I	危機管理室の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和3年度 主要事業	3

I 危機管理室の概要

1. 危機管理監 山平 晃嗣
2. 職員数 34人（令和3年4月20日現在）

3. 令和3年度予算の概要

(1) 一般会計 予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
18 国庫支出金	3,450	2 総務費	741,354
20 財産収入	100	3 市民費	421,624
21 寄附金	1,950		
22 繰入金	9,929		
24 諸収入	2,602		
25 市債	405,000		
歳入合計	423,031	歳出合計	1,162,978

Ⅱ 組織と事務分掌

危機管理室

- (1)室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)危機管理（大規模な災害，事故又は事件等により，市民の生命，身体若しくは財産に重大な被害が生じ，又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
- (3)危機管理に関する施策の企画，実施及び連絡調整に関すること。
- (4)災害等警戒本部及び対策本部に関すること。
- (5)災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
- (6)交通安全対策に関する施策の企画，実施及び連絡調整に関すること。
- (7)地域安全対策に関する施策の企画，実施及び連絡調整に関すること。

Ⅲ 令和3年度 主要事業

(1) 危機管理体制の充実

① 新型コロナウイルス感染症対策の実施

ア 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等

国や県との調整や情報共有を適宜行うなど連携を図るとともに、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置・運営等により市内での迅速な情報共有や意思決定を行う。

イ 備蓄物資の確保

各局室区のBCPで対応できない場合に備え、民間事業者等と連携したローリングストック体制の運用等によりマスクや手指消毒剤等を確保する。

ウ 緊急避難場所等での感染症対策

感染症に対する緊急避難場所等の対応方針について、マニュアルの周知や運営体制の確保を行うとともに、間仕切り用テントを備蓄する。

さらに、宿泊施設への避難にかかる助成の運用や地域福祉センターの活用等を継続して進める。

② 危機管理に関する計画の策定

ア 神戸市地域防災計画の改定

近年多発する水害・土砂災害からの避難等、自然災害に対する国の防災基本計画の見直しなどを踏まえ、本市の対応について地域防災計画に位置づける。

イ 災害対応時の業務管理システムの導入

避難所対応や罹災証明の発行等同時多発的に発生する災害対応業務を管理し、災害時に必要な人員配置等の対応を迅速に行うため、BCP等の計画やマニュアルを一元管理し、可視化するシステムを構築する。

③ 危機対応力の向上

ア 訓練の強化・充実

自然災害や大規模広域災害、テロ、感染症など様々な危機に迅速・的確に対応できるよう関係機関と連携し、効果的な訓練を実施するとともに、市民の防災意識の向上を図る。

イ 災害時物資の円滑供給

本市が被災した場合の国・自治体からの救援物資等への対応について、配送の体制や情報伝達方法等を明確に示すことにより、大規模災害発生時に被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給することを目的とし、災害時物資円滑供給マニュアルの改定及び訓練を行う。

ウ 外部給電事業の推進

大規模停電時に備え、避難所等公的施設に対し、EVやFCV等、次世代自動車等による外部給電事業（神戸モデル）を推進する。

エ 帰宅困難者対策の推進

「神戸市帰宅困難者対策基本指針」に基づき、一時滞在施設の拡充及び一斉帰宅抑制・利用者保護の推進を図る。また、三宮駅周辺における滞在者等の安全性を一層高めるため、「都市再生安全確保計画」に基づき、官民連携により計画的な推進を図る。

オ 被災地への支援

各地で発生する災害への即応支援を行うとともに、被災自治体の災害対応の統括支援を行う「災害マネジメント総括支援員」登録者について、拡充を行う。

④ 情報収集・伝達体制等の強化

ア 情報収集・伝達網の整備

防災行政無線の機器更新に合わせて、新型スピーカーを導入し、音の到達範囲を広げる。

また、危機管理システムの運用に加え、緊急速報メールやひょうご防災ネット、神戸市WEBサイトの活用やAIによる情報解析ツールの運用など、ICTを活用した情報収集・発信の強化を図る。

イ 災害時のドローンの活用

災害時のドローンの活用を推進するため、協定を締結した事業者と連携しながら、活用訓練及び災害現場対応での運用等を行う。

⑤ 市民防災意識の向上

ア 防災啓発活動の推進

市民の自己決定力の向上を浸透させていく取り組みとして、市内の大学やNPO、企業等と連携し防災意識の向上を図る。

また、ICTに精通した民間人材との連携により、LINEによる災害情報共有システムの運用など、自助共助分野へのICT活用を進めていく。

イ 風水害からの適切な避難行動を促す取組み

土砂災害特別警戒区域に指定された地域とその周辺を中心に、地域団体等へ、土砂災害からの避難について説明会の実施を呼びかけ、適切な避難行動等への意識向上を促す。また、それぞれの状況に応じた災害時に取るべき行動を定めた「マイタイムライン」の普及を図る。

(2) 安全で安心なまちづくりの推進

① 地域安全対策の推進

ア 通学路や主要駅周辺等への防犯カメラの重点設置

子どもや女性に対する犯罪対策を主目的に、犯罪抑止効果の高い場所に防犯カメラを2箇年かけて設置することとしており、令和2年度に設置した防犯カメラの運用を開始するとともに、令和3年度も引き続き設置を進める。

イ 地域における防犯活動への支援

地域団体が設置する防犯カメラについて設置・更新経費の補助を行う。

また、青色防犯パトロール活動を支援するため、青色回転灯等の物品支給や報奨制度の運用を行う。

ウ 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行う。

② 交通安全対策の推進

ア 交通安全啓発の推進

市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、四季の交通安全運動や、学校園や地域などで開催している交通安全教室等により啓発を推進する。